

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
根拠法令等及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条
	参考事項	栃木市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第30条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）に適合するものであること。 (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。 (3) 前条第2項第3号の資金計画がエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。 (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。	